

# 宮城大学に対する大学評価結果ならびに認証評価結果

## I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2015（平成27）年3月31日までとする。

## II 総評

### 一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢

貴大学は、「ホスピタリティ精神とアメニティ感覚に溢れ、高度な専門性と実践的能力を身につけた、地域の発展をリードし、世界に貢献できる人材を育成するとともに、学術・文化の向上と豊かで活力のある地域社会の形成に寄与する」ことを建学の理念として、1997（平成9）年に看護学部と事業構想学部の2学部をもって創設された県立大学である。その後、完成年度を迎えた2001（平成13）年度には看護学研究科（修士課程）と事業構想学研究科（修士課程）を、さらに2005（平成17）年度には宮城県農業短期大学の拡大改組により食産業学部を設置し、現在では3学部2研究科で構成されている。

設置時の建学の理念に基づき、2004（平成16）年度には「精神：ホスピタリティとアメニティ」、「使命：高度な実学による地域貢献」、「方針：地域に根ざし世界に開かれた大学」と、新たに大学の理念を明確に定め、教職員、学生、受験生を含む社会一般の人々に対して公的な刊行物やホームページ等で周知している。また、開学10周年にあたり、中期的な重点目標を示す「宮城大学10周年ステートメント」をまとめ、2009（平成21）年度からの法人化に向け、貴大学の目標、地域貢献の姿勢などを再確認し、7つの中期目標を公表している。

しかし、大学院に関しては、独自の目的や教育目標等を明確に示しているとは言えない。大学院は学部と連動しているものの、大学院教育の実質化を求める今日の方向性から見ても、大学院の独自性を確保する必要がある。また、具体的な研究成果や今後の可能性を明示するなど、大学院の情報提供に一層の努力が望まれる。

### 二 自己点検・評価の体制

自己点検・評価については、「評価委員会」のもとで4年に1度行うことが定められている。1997（平成9）年の開学以降、今回の大学評価申請までに、学部を含めた大学全体で2回、大学院で1回すでに点検・評価を行っている他、外部評価を1回実施し

ている。また、これらの結果を冊子にまとめて公表している。

こうした点検・評価活動は問題なく行われているが、大学、学部、大学院といった組織ごとに別々の委員会を設置していることについては、学生の活動全般を考慮した評価体制を確立することが望まれる。また、事業構想学研究科では、学部と一体になって点検・評価を行っているが、議論が学部に集中しやすい傾向にあり、研究科特有の課題が十分に点検・評価されていないことは、改善に努める必要がある。

なお、今回提出された点検・評価報告書については、評価項目に従いわかりやすく作成されており、内容についても、目的達成度、残された課題、残された課題の達成見込みなどに区分し、目標を実績数値などで示すなど丁寧に報告していることは評価できる。ただし、全体の構成や体裁については、読みやすいよう、工夫が求められる。

### 三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み

#### 1 教育研究組織

食産業学部を太白キャンパスに立ち上げたことにより、大和キャンパスの看護学部、事業構想学部、そして大学院看護学研究科（修士課程）、事業構想学研究科（修士課程）を併せて、3学部2研究科で教育研究組織が順当に整備されている。また、教育支援組織として総合情報センター、国際センター、地域連携センターも設立され、宮城大学の理念・目的に照らして適切な組織の整備が行われている。

しかし、大学院研究科には課題が残されている。2008（平成20）年度から大学院の両研究科において博士課程の開設が予定されているが、修士課程再編の改革とともに実現させることが望まれる。

なお、食産業学部は、2005（平成17）年度に設置され、自己点検・評価の段階で完成していないことから、教育・研究活動については評価の対象としていない。

#### 2 教育内容・方法

##### （1）教育課程等

###### 看護学部

高度な実学としての看護実践者の育成という目標が、具体的に教育内容に反映されている。1～2年次には、人間を総合的に理解する教養教育科目群と、人間の生命と活動に関する事象を客観的に捉え論理的に探求する能力をつける専門基礎科目群を配置し、2年次後期～3年次前期には、利用者のニーズに即したケアを創造的に実践する能力を養い、さらに、段階的に看護実践を行う能力を身につけるために看護学実習を実施している。また、保健・医療・福祉の連携を基盤としたヘルスケアシステムを形成する基礎的能力の育成として、「看護マネジメント」に関する科目を必修にしている。これらの点は、今日の社会的要請に応えうる人材の育成を目指した取り組みとし

て評価できる。

#### 事業構想学部

理念・目的・教育目標が明示されており、文理融合と実学重視の教育目標を達成するための教育内容が整備されている。特に事業計画学科の教育内容は、専門分野の独立性から理解しにくい面があるが、それを個性ある教育内容にするための工夫が見られる。

しかし、事業構想という学部名を支える学問体系が必ずしも明確であるとは言えない。それゆえに、教養教育である「共通教育」科目の内容において全体としての特徴をより強く明示できるよう改善していくことが望まれる。

#### 看護学研究科

「高度専門職業人の養成」を研究科の目標に定め、大学の理念に照らした特色を打ち出して、地域看護学、生活看護学、看護実践論の3つの看護専門領域と11の専門分野を中心に教育課程が編成されている。

しかし、離職をしないで入学している社会人学生が殆どである実情を考えると、社会人の再教育を目指すコースと研究者養成を目指すコースにおいてどのように効果的にカリキュラム編成を行うのか、十分に検討することが望まれる。また、最重要課題である研究科での到達目標を明確に定め、加えて、『大学院履修ガイド』の教育内容を詳細に示し方向づけを明確にする必要がある。

#### 事業構想学研究科

カリキュラムや教育内容に関しては、教育の理念・目的に沿って概ね整備されている。しかし、社会人特別選抜入試が設定されているものの在学生が1人しかいないことは、社会人が学びにくい教育環境であることに起因している可能性もある。夜間、土曜日・日曜日の授業の開講など、社会人学生に対する教育上の配慮・工夫をし、県立大学という位置付けから、地域貢献のために生涯学習の場としての大学院を目指す方策が求められる。また、現在、博士課程の準備が進められているが、社会人の再教育を目指すコースと研究者養成を目指すコースを、どのように効果的にカリキュラム編成し、教育方法の改善を行うのか、十分に検討することが望まれる。

## （2）教育方法等

#### 看護学部

学部全体が「教育方法の特徴」を明確化し、研修会をはじめとする積極的な取り組みを行っているところは評価できる。第1期生の国家試験の状況もふまえて教育内容

の自己点検が行われ、学生の負担を考慮しながら、基本基礎科目の再編成と専門科目における看護学実習に力点を置いて科目編成の見直しを実施している。さらに、学生の自己学習を促進する学習環境づくりと教育方法を検討しながら成果を挙げる努力が行われている。しかし、3年次の留年率が高くなっていることについては、原因を把握するとともに対策を講じられたい。また、学生による授業評価の結果を組織的に有効活用するなど、教育方法のさらなる改善を期待したい。

#### 事業構想学部

教育目標を達成するための教育方法の改善が概ね図られており、ファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施、学生による授業評価の実施、共通教育の改善など、改革の努力が見られる。

しかし、必修科目の割合が多いものの、履修単位数の上限が設定されていない。4年次の留年率も高いので、体系的な学習に対する履修指導とともに上限設定が必要である。また、学生による授業評価についても、2007（平成19）年に入つてようやく全学的な取り組み体制が整つてきているが、アンケート用紙の回収率を上げることや学生に結果を公表する方法に工夫を凝らし、評価結果を授業改善に向けて効果的に活用するよう努力されたい。また、シラバスには若干の精粗が見られ、未記入のものも散見されるので、今後の改善が望まれる。

#### 看護学研究科

抽象的な理論・概念と現場で経験した現象を連結させるための配慮がなされていること、クリティカルシンキングへの意識的な取り組みが行われていること、FD活動が活発に行われていることなどは評価できる。また、少人数制および双方向性授業形式を基本としている姿勢は好ましく、学位論文の審査にあたっては、専門領域担当教員以外に1～2名の副担当をおいていることも評価できる。

ただし、研究指導は1年次から計画的に進められているにもかかわらず、未履修者がいる実情を考えると、研究科のティーチング・アシスタント（TA）やリサーチ・アシスタント（RA）等、教育・研究指導体制の補助スタッフを充実させることを期待したい。

#### 事業構想学研究科

2005（平成17）年度に大学院改革が行われ、教育課程の再編によって研究科の指導分野の拡充や、集団指導体制から個々の教員による指導体制への変更など、教育方法の改善が図られている。今後は、国内外、地域の他の機関との積極的かつ多様な連携や学部との連携（単位互換等）を強化することも視野に入れることが望まれる。また、

F Dに対する取り組みが行われてはいるが、大学院のF Dとしては実質1年に2時間程度の検討会を開催しているのみであり、学生による授業評価も実施されていない。大学院教育の実質化に向けて、学際領域の研究を進めるためには複数教員の指導が必要であるので、組織的なF Dを一層促進されたい。

### （3）教育研究交流

大学の理念の一つに、世界に貢献できる人材を育成し、世界に開かれた大学を目指すとしているが、2005（平成17）年度に国際センターを発足させ、委員会や規程を整備したばかりであり、学部・大学院ともに実績は十分とは言えない。2007（平成19）年時点で、国際交流協定を結んでいる大学2校、合意書交換校2校となっており、徐々に体制が整いつつあるが、協定校同士の学生交換留学制度等の実質的な整備がなく、特に事業構想学部・研究科では教育研究交流に関して改善が必要である。また、国際交流における基本方針の明確化を早急に検討されたい。

### （4）学位授与・課程修了の認定

#### 全研究科

学位授与は「宮城大学学位規程」等の規程に則って行われ、研究科教授会の議を経て学長が認定することになっている。研究科ごとに修了要件が定められ、学位授与の方針はガイダンス等で大学院学生に伝えられているが、大学院の印刷物が少なく、『宮城大学大学院履修ガイド』には最低限の方針しか明示されていない。学位授与の方針・基準および課程修了の認定基準の明確化を図るとともに刊行物等に明記し、大学院学生が学位認定基準を理解できるような配慮が必要である。

## 3 学生の受け入れ

設置の趣旨を尊重した大学の使命に基づき、県内出身者を多く入学させることを受け入れ方針として定めており、その結果、全体で67%の学生が県内出身者となっている。18歳人口が減少する中で、学部においては志願者を順調に確保し、適正で公正な学生の受け入れを遂行している。また、一般選抜（前期）の合格者の得点はホームページで公開している他、個人の得点についても情報公開法に基づいて開示している。

しかし、事業構想学研究科の在籍学生数は収容定員を充たしておらず、学生の確保に苦慮している。理念や目的に応じた適切な学生の受け入れ方針を明示し、それを遂行することで志願者の確保に一層努める必要がある。

## 4 学生生活

カードキーによる自習室利用や無線LANなどの学修環境整備が進められており、

概ね学生が学修に専念できる環境づくりが行われていると評価できる。

ハラスメントの防止に関しては、これまでのセクシュアル・ハラスメント防止のためのガイドラインや規程を2007（平成19）年に廃止し、新たに「人権侵害の防止および対策に関する規程」を整備して、様々な人権侵害行為の防止を強化している。

しかし、大学院学生に関しては、留学生の授業料減免や留学生交流推進会議などが有効に機能している反面、キャリアデザインの指導が不十分であるなど、積極的な大学院学生の支援体制が整えられていない面もあるので、改善が望まれる。

## 5 研究環境

競争原理を組み入れて研究費の効果的な配分を目指すとともに、科学研究費補助金等の外部資金の獲得・拡大も着実に進んでいる。特に、外部資金の獲得はここ数年の努力が実っているので、一層の研究の質的向上を望みたい。

看護学部・看護学研究科においては、外部資金の獲得や研究時間の確保、紀要の充実などによって研究環境を整備することを目標にし、研究活動を推進させるために努力している。附属実習施設を持たない看護系大学の看護系教員のために、その実情をよく理解し研修日の設定等を含めた配慮が見られる。

また、文理融合の事業構想学部・事業構想学研究科においては、分野による研究環境の違いについて十分な対策・議論がなされておらず、研究者が連携・協力して研究を行うための体制も見受けられない。事業構想学を実学と捉えるなら、宮城県や市町村自治体、あるいは民間との連携をもっと強固に進めることも必要である。

## 6 社会貢献

2004（平成16）年度に設立された地域連携センターを核にして、社会との連携や交流に配慮し、社会貢献に組織的に取り組む体制ができている。また、宮城県大崎市との協力協定を締結するなど政策形成等に意欲的に取り組んでいる。

事業構想学部では、学部の特長を生かして特色ある地域活動を実現しており、看護学部でも、目標にそって地域社会との文化交流を目的とした教育システムの充実が図られるとともに、地域実習をとおして、各機関との連携・交流・公開講座等も計画的に実施されている。

今後は、宮城県との組織的で継続的な連携事業を推進するなど、県立大学としての社会貢献を一層展開していくことが必要である。また、事業構想学部におけるデザイン・情報系分野での活躍も期待される他、学内の施設を地域に対し開放することが望まれる。

## 7 教員組織

学部の教員組織は、人数・年齢構成にバランスが取れ、安定した教育を行う上で概ね適切であると考えられる。

しかし、看護学部の専任教員は、看護学を担当する教員数が医学や他の専門領域の教員数に比して少なく、看護学研究科においても、看護学を専門に教授し、教育・研究指導できる数名の教員に負担がかかり過ぎているので、2008（平成20）年度の博士課程の設置に向けて、積極的な改善を期待する。

また、事業構想学部や食産業学部では、女子学生の占める割合が多いにも関わらず女性教員数が少ないので、今後の人事計画において配慮することが望まれる。

なお、教員の評価については意欲的に取り組んでおり、2006（平成18）年度から140項目の評価を電子システムによるピア・レビュー方式で行う貴大学独自の教員評価を本格的に実施しているので、今後の成果を期待したい。

## 8 事務組織

県立大学のため事務職員は2～3年で人事異動を繰り返していることや、他の公立大学と比しても職員数の少ないことが、事務組織の抱える問題点となっている。大学・大学院という高等教育機関において、それにふさわしい専門的な知識を有する職員を養成していくことは重要課題であり、2007（平成19）年度に入ってスタッフ・ディベロップメント（SD）研修会を初めて実施したが、今後も事務組織の機能を強化させるため、積極的にSD活動に取り組むことが必要である。また、事務職員の窓口対応に関して、学生から改善要望が出ており、組織のあり方や対応方法を見直すことが望まれる。2009（平成21）年度から予定されている法人化に伴って、これらの課題を改善していくことを期待したい。

## 9 施設・設備

大和キャンパスは、広いキャンパスに充実した施設・設備があり、委託業者のはかに学生団体の「キャンパス・レンジャー」がキャンパスの清掃・美化に努めている。施設の維持・管理は事務局が一括して行い、各ラボ室等の看護学教員の研究施設においては担当教員が管理するなど、弹力的な配慮も見られる。また、講義・演習の場を本部棟3階に主に集中させ、効率よく運用しており、実習室および演習室を学生が自学自習に積極的に使用していることは、看護学学習の視点からも評価できる。しかし、事業構想学部の教員の個人研究室は狭いところも多く、施設の有効活用の点から検討が望まれる。

バリアフリー化については、本部棟にエレベーターや障害者用トイレなどが整備されているものの、入学者への教育の機会均等と学びの門戸を広く開放するためにも、キャンパス内の施設・設備におけるバリアフリー化の拡充に向けて計画的に進めてい

くことが重要である。

## 10 図書・電子媒体等

図書館の情報機能は充実し、設備も十分に整備されているが、学生1人あたりの蔵書数が少なく、利用頻度・貸出冊数においても少ない。身分証明書カードの提示により、平日は午後10時までの延長、土曜日・日曜日・祝日の利用も可能にするなど、利便性への配慮は見られるが、蔵書の充実と利用頻度を増やす努力を引き続き実施していくことが望まれる。

また、開学当初より図書館は地域へ開放されてきたが、閲覧のみであったため、2006(平成18)年度からは貸し出しサービスも始めている。特に看護学部では、これまで保健所や病院関係者に図書館の開放を周知し、医療従事者に多く利用されている。しかし、地域への開放時間は平日の午前9時から午後5時に限られており、地域に対する図書館サービス等については、改善の余地がある。

## 11 管理運営

過去の混乱を深く反省して多くの改革に取り組み、全学的な管理運営体制が整備されてきている。特に、学長補佐体制として「改革室」「広報室」「データベース管理室」を設置したことや副学長の1人が県とのパイプ役を担っていることなどは、学長のリーダーシップが確立でき、機能性を高める上で有効である。また、種々の規程を整備し、学長や学部長は選考規程に従って選任手続が適切に行われている他、学部長の役割も「教授会運営規程」の中で明確に定められており、民主的かつ公正な意思決定のプロセスがとられている。

## 12 財務

財務については、「財政運営力を高め、財政削減の下で資金効率を最大限に高めるように努める」ことを目標に掲げている。こうした目標に対しては、教員の研究補助金の配分に全学的な審査制度を導入し、3年間で1億4,000万円から8,000万円まで削減するなど、限られた資金の効果的な活用に向けて努力をしているものの、大学財政規模の縮小の中で、全体経費に占める人件費比率が高まるなど財政の硬直化が懸念される。2009(平成21)年度からの法人化に向け、教育研究の質を確保し向上させるため、引き続き事業の効率的な執行や自主財源の確保に努め、財政運営力を高めていくことが望ましい。

一方、外部資金の獲得状況においては、近年それまで一律に配分されていた研究補助金が削減され、競争的資金配分制度に移行したことや、奨学寄附金制度が始まったこと、また、外部資金の申請・獲得状況が審査対象となる教員評価制度を導入したこ

とから、科学研究費補助金や受託研究費を含む外部資金の総額は急速に増加している。しかし、科学研究費補助金の申請・採択件数はまだ十分とは言えないので、外部資金のさらなる獲得に向け、努力が望まれる。

### 1.3 情報公開・説明責任

学長の下に置かれた「広報室」において、教員データベース、入試情報、研究費補助金交付の研究テーマなどをホームページで公開している。また、評議会議事録も全て速やかにホームページで公開していることは評価できる。しかし、点検・評価報告書においては冊子の配布・閲覧に限られているので、ホームページでの公開が求められるとともに、Web上での公表以外にも、様々な活動を外部に発信する体制を構築することが望まれる。さらに、大学院教育の実質化を図るためにも、大学院に関する広報体制を整備することを期待したい。

また、2007（平成19）年度から財務状況の公開が予定されているが、調査の時点で貴大学単独での財務情報の公開は行われていない。学生・保護者・地域住民その他の関係者に対する説明責任を十分に果たすためにも、大学単独の財務状況に関する資料を貴大学の刊行物やホームページに掲載するなど、積極的な情報提供に努めることが望まれる。なお、情報提供にあたっては、一般の人にわかりやすくするため、大学の事業別に区分して示すなど、作表、説明に工夫することが必要である。

## III 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特筆すべき点や特に改善を要する点を以下に列挙する。

### 一 長所として特記すべき事項

#### 1 施設・設備

1) 1997（平成9）年に建てられた大和キャンパスにおいては、広大な敷地の中に充実した施設・設備があり、これを有志の学生団体である「キャンパス・レンジャー」に所属する60～100名の学生が清掃するなど、開学以来緑豊かなキャンパスの美化に寄与している点は、建学の精神である「ホスピタリティとアメリカニティ」が学生に浸透していることの表れとして評価できる。

### 二 助 言

#### 1 教育内容・方法

##### (1) 教育方法等

1) 看護学部の3年次および事業構想学部の4年次における留年率が高く、それぞれ16.81%、12.44%に上っているので、対策を講じることが望まれる。

2) 事業構想学部においては履修単位数の上限の設定がなく、デザイン情報学科の1年次生の平均年間習得単位数は58.2単位に上っているので、単位の実質化を図るためにも上限の設定が求められる。

(2) 教育研究交流

1) 2005(平成17)年度に国際センターを発足させ、委員会や規程を整備したばかりであり、世界に貢献できる人材を育成し、世界に開かれた大学を目指すという理念を達成するための事業構想学部・事業構想学研究科における教育研究交流の実績は不十分であるので、今後の活発な交流が求められる。

2 社会貢献

1) 県立大学として、また、「地域に根ざし世界に開かれた大学」という方針に鑑みて、学内の施設を地域へ開放することが望まれる。

3 事務組織

1) 非常に少ない事務職員が数年で異動するという現状ではあるが、大学業務への早期習熟を促す意味から、大学の実務に関わる研修機会を確保するなど、SDの効果的な実施が求められる。

以上

## 「宮城大学に対する大学評価結果ならびに認証評価結果」について

貴大学より 2007（平成 19）年 1 月 31 日付文書にて、2007（平成 19）年度の大学評価ならびに認証評価について申請された件につき、本協会大学評価委員会において慎重に評価した結果を別紙のとおり報告します。

本協会では、貴大学の自己点検・評価を前提として、書面評価と実地視察等に基づき、貴大学の意見を十分に斟酌した上で、評価結果を作成いたしました。提出された資料（宮城大学資料 1）についても、不明な点や不足分があった場合には、直ちに連絡するように努め、また評価者には、経験豊富な者を中心に正会員より推薦いただいた評価委員登録者をあてるとともに、評価者研修セミナー等を通じてそれぞれの質の向上を図るなど、万全を尽くしてまいりました。

その上で、貴大学の学部・研究科等の設置状況に応じて編成した分科会のもとで、本協会が設定している「大学基準」への適合状況を判定するための評価項目について、提出された資料や実地視察に基づき、慎重に評価を行いました。

### （1）評価の経過

まず書面評価の段階では、分科会を構成する主査および各委員が、それぞれ個別に評価所見を作成し、これを主査が中心となって 1 つの分科会報告書（原案）に取りまとめました。その後各委員が参考して、大学評価分科会を開催し（開催日は宮城大学資料 2 を参照）、分科会報告書（原案）についての討議を行うとともに、それに基づいて再度主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。財務の評価については、大学財務評価分科会の下部組織である部会で第一次的な検討を行って部会報告書を取りまとめました。その後、9 月 4 日に大学財務評価分科会を開催し、部会報告書について討議を行い、それに基づいて主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。その後、各分科会報告書（案）を貴大学に送付し、それとともに 11 月 2 日に実地視察を行いました。

実地視察では、各分科会より付された疑問等について聴取し実状を確認するとともに、意見の交換、学生へのヒアリング、施設・設備の視察などを実施し、これらに基づいて主査が分科会報告書（最終）を完成させました。

同報告書（最終）をもとに大学評価委員会正・副委員長・幹事会で作成した「評価結果」（委員長案）を大学評価委員会で審議し、「評価結果」（委員会案）として貴大学に送付しました。その後、同委員会案については、意見申立の手続きを経て大学評価委員会で「評価結果」（最終案）とし、その後理事会、評議員会の承認を得、最終の「評価結果」が確定いたしました（「宮城大学資料 2」は、ご参考までに今回の評価の手続き・経過を時系列で示したもののです）。

なお、「評価結果」は、学校教育法に定める認証評価の結果という性格も有することから、

貴大学への送付とあわせて広く社会に公表し、文部科学大臣にも報告いたします。

## (2) 「評価結果」の構成

貴大学に提示する「評価結果」は、「I 評価結果」、「II 総評」、「III 大学に対する提言」で構成されています。

「I 評価結果」には、貴大学が「大学基準」に適合しているか否かを記しています。

「II 総評」には、貴大学の理念・目的・教育目標とその達成状況等を示した「一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢」、貴大学の自己点検・評価のしくみとそれがどのように機能しているかを示した「二 自己点検・評価の体制」、「大学基準」の充足状況について貴大学の長所と問題点を整理した「三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み」を含んでおります。

「III 大学に対する提言」は、「長所として特記すべき事項」、「勧告」、「助言」で構成されます。「長所として特記すべき事項」は、大学がその特色ある優れた取り組みをさらに伸張するために示した事項です。ただし、その取り組みがいかに優れたものであっても、一部の教員のみによる事例や、制度の設置・仕組みの整備だけで成果が確認できない場合については基本的に指摘から除外しております。

「勧告」は法令違反など大学としての最低要件を充たしていない、もしくは改善への取り組みが十分ではないという事項に対し、義務的に改善をもとめたものです。「勧告」事項が示された大学においては、同事項に誠実に対応し、早急にこれを是正する措置を講じるとともにその結果を改善報告書として取りまとめ、原則として 2011（平成 23）年 7 月末日までにこれをご提出いただきたく存じます。

一方、「助言」は、大学としての最低要件は充たしているものの、理念・目的・教育目標の達成に向けた一層の改善努力を促すために提示するものです。「助言」についても「勧告」同様、改善報告がもとめられるものの、それらにどのように対応するかは各大学の判断に委ねられております。この点で「勧告」と「助言」の性格は異なっております。

また、今回提示した各指摘は、貴大学からの申請資料に基づく書面評価に加えて、実地視察ならびに意見申立といった手続きを踏んだ上で導き出したものであり、可能なかぎり実態に即した指摘となるよう留意したことを申し添えます。

なお、今回の評価にあたり、食産業学部は、評価資料を提出する 4 月段階において申請資格充足年度（標準修業年限 + 1 年）を迎えておらず、教育・研究活動に関する評価が十全には行えませんでした。したがいまして当該学部・研究科については、その完成時の状況を、所定の様式にしたがって完成報告書として取りまとめ、改善報告書提出時に本協会宛に提出いただくよう要請いたします。

宮城大学資料 1—宮城大学提出資料一覧

宮城大学資料 2—宮城大学に対する大学評価のスケジュール

## 宮城大学提出資料一覧

## 調書

資料の名称
(1)点検・評価報告書
(2)大学基礎データ
(3)専任教員の教育・研究業績(表24、25)
(4)自己点検・評価報告書における主要点検・評価項目記載状況

## 添付資料

資料の種類	資料の名称
(1) 学部、学科、大学院研究科等の学生募集要項	平成18年度入学者選抜要項 平成18年度学生募集要項(一般選抜) 平成18年度学生募集要項(特別選抜)推薦入学 平成18年度学生募集要項(特別選抜)帰国子女・社会人・外国人留学生 平成18年度学生募集要項(看護学部編入学) 平成18年度大学院(看護学研究科)(一般・社会人) 平成18年度大学院(事業構想研究科)(推薦入学) 平成18年度大学院(事業構想研究科)(一般・特別)
(2) 大学、学部、学科、大学院研究科等の概要を紹介したパンフレット	2006 宮城大学案内 平成18年度 宮城大学大学院事業構想学研究科(修士課程)概要 2006 宮城大学案内(英語版)
(3) 学部、学科、大学院研究科等の教育内容、履修方法等を具体的に理解する上で役立つもの	平成18年度学生便覧 平成18年度履修ガイド 平成18年度大学院履修ガイド
(4) 学部、学科、大学院研究科の年間授業時間割表	平成18年度授業計画 看護学部 平成18年度授業計画 事業構想学部事業計画学科 平成18年度授業計画 事業構想学部デザイン情報学科 平成18年度授業計画 食産業学部 看護学研究科時間割 平成18年度大学院履修ガイド(宮城大学4)p.177-179 事業構想学研究科時間割 参照
(5) 大学学則、大学院学則、各学部規程、大学院研究科規程等	宮城大学条例 平成18年度学生便覧(宮城大学3)p.73～ 参照 宮城大学学則 同 p.75～参照 宮城大学大学院学則 同 p.95～参照
(6) 学部教授会規則、大学院研究科委員会規程等	・宮城大学教授会運営規程 宮城大学看護学部教授会運営内規 宮城大学事業構想部教授会運営内規 宮城大学食産業学部教授会運営内規 ・宮城大学研究科教授会運営規程 宮城大学看護学研究科教授会運営内規
(7) 教員人事関係規程等	・宮城大学副学長選考規程 ・宮城大学学部長専攻規程 ・宮城大学大学院研究科長選考規程 ・宮城大学部局長選考規程 ・宮城大学教員の選考等に関する規程 看護学部教員の選考等に関する内規 看護学部教員の選考等に関する申し合わせ 事業構想学部教員の選考等に関する内規 事業構想学部教員の選考等に関する研究等に関する申し合わせ 事業構想学部教員選考会運用についての申し合わせ 事業構想学部昇任基準内規 食産業学部教員の選考等に関する内規

資料の種類	資料の名称
	食産業学部教員の選考等に係る研究業績に関する申し合わせ •宮城大学客員教授等選考規程 •宮城大学特任教員の取扱いに関する要綱 •宮城大学外国人研究員規程 •宮城大学教員定年規程 •宮城大学外国人教員の任期に関する規程 •宮城大学教員の任期に関する規程
(8) 学長選出・罷免関係規程	•宮城大学学長選考規程 宮城大学学長選考規程施行細則 宮城大学学長候補者推薦委員会運営規程 •宮城大学教員非行為取扱内規 教員非違行為の直接審査について
(9) 自己点検・評価関係規程等	•宮城大学評価委員会規程
(10) ハラスメントの防止に関する規程等	•宮城大学セクシャルハラスメントの防止及び対策等に関する指針(ガイドライン) •宮城大学セクシャルハラスメントの防止及び対策等に関する規程
(11) 寄附行為	該当なし
(12) 理事会名簿	該当なし
(13) 規程集	宮城大学例規集
(14) 大学・学部等が独自に作成した自己点検・評価報告書	大学自己点検・評価報告書 第2号(H17.11) 大学自己点検・評価報告書 大学院(H15.12)
(15) 附属(置)研究所や附属病院等の紹介パンフレット	地域連携センター事業案内 宮城大学教員一覧
(16) 図書館利用ガイド等	図書館利用ガイド(大和キャンパス図書館) 図書館利用ガイド(太白キャンパス図書館)
(17) ハラスメント防止に関するパンフレット	(平成18年度学生便覧(宮城大学3)p.30~ 参照)
(18) 就職指導に関するパンフレット	キャリア開発ガイドブック
(19) 学生へのカウンセリング利用のためのパンフレット	(平成18年度学生便覧(宮城大学3)p.31~ 参照)
(20) 財務関係書類	平成19年評議会資料(19年度当初予算内示一覧)

追加提出資料	学校教育法第58条の改正に伴う新たな教員組織の整備について 表19教員組織(平成19年5月1日現在)
--------	---

## 宮城大学に対する大学評価のスケジュール

貴大学の評価は以下の手順でとり行った。

2007 年 1 月 31 日	貴大学より大学評価申請書の提出
3 月 10 日	第 1 回大学評価委員会の開催（平成 19 年度大学評価のスケジュールの確認）
4 月上旬	貴大学より大学評価関連資料の提出
4 月 5 日	第 440 回理事会の開催（平成 19 年度大学評価委員会各分科会の構成を決定）
4 月 16 日	第 1 回大学財務評価分科会の開催
5 月 17 日 ～23 日	評価者研修セミナーの開催（平成 19 年度の評価の概要ならびに主査・委員が行う作業の説明）
5 月中旬	主査ならびに委員に対し、貴大学より提出された資料の送付
～7 月上旬	主査ならびに委員による貴大学に対する評価所見の作成
～7 月下旬	分科会報告書（原案）の作成（各委員の評価所見の統合）
8 月 31 日	大学評価分科会第 8 群の開催（分科会報告書（原案）の修正）
9 月 4 日	第 2 回大学財務評価分科会の開催
9 月～	分科会報告書（案）の貴大学への送付
11 月 2 日	本部キャンパス実地視察の実施、その後、分科会報告書（最終）の作成
11 月 13 日 ～14 日	第 3 回大学財務評価分科会の開催
11 月 25 日 ～26 日	大学評価委員会正・副委員長・幹事会の開催（分科会報告書とともに「評価結果」（委員長案）を作成）
12 月 9 日 ～10 日	第 2 回大学評価委員会の開催（「評価結果」（委員長案）の検討）
12 月下旬	「評価結果」（委員会案）の貴大学への送付
2008 年 2 月 15 日 ～16 日	第 3 回大学評価委員会の開催（貴大学から提示された意見を参考に「評価結果」（委員会案）を修正し、「評価結果」（最終案）を作成）
2 月 29 日	第 445 回理事会の開催（「評価結果」（最終案）を評議員会に上程することの了承）
3 月 11 日	第 99 回評議員会、臨時理事会の開催（「評価結果」の承認）